

## [事案 2022-144] 新契約取消等請求

・令和5年8月10日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の説明が不十分であったこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和3年4月に契約した通貨指定型個人年金保険について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。また、募集人の説明が不十分であったこと等に対する慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 新型コロナウイルスの感染防止のために、面談時は募集人と離れており、募集人の説明が早口であったことから、契約内容の説明が聞き取れなかった。また、説明時間は、数分間程度であった。
- (2) 保険会社は、本契約について、実際のものや同業他社よりも著しく有利であると思わせる有利誤認表示を行った。他社の金融商品の中には、金利が3%や5%というものもあるが、本契約は、実質利回りが1.25%であるにもかかわらず、目標値を105%と表示することで誇大広告をしている。
- (3) 保険会社は、顧客の意向を無視した利益追求、利益最優先、会社利益至上主義であって、本契約はリスクを客に負わせ、保険会社が利益を上げることで顧客が損失を被るような商品である。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人らは、複数回、申立人の自宅を訪問し、本契約について、契約締結前交付書面兼商品パンフレットの内容を説明するとともに、設計書を用いて、解約返還金額の算定方法および注意点を説明した。
- (2) 申込みの際、申立人から、一時払保険料を増額したい旨の申出があったが、募集人らは、10年程度の長期の運用を前提としていることから、払込金額をあまり高額にしない方が良いのではないかと話した。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人2名に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。